

報 告

施設予約システム事業部会設置要綱の一部改正

1 改正内容

清須市から令和7年3月末をもって、「あいち共同利用型施設予約システム」の利用を終了する旨の申請書が提出されたため、要綱別表から清須市を削除する旨の改正を行った。

なお、改正後の要綱は別紙のとおり。

2 施行期日等

令和7年7月3日を施行日とし、令和7年4月1日に遡り適用する。
(施行日は幹事会同意の日)

あいち電子自治体推進協議会

施設予約システム事業部会設置要綱

平成16年3月25日 あいち電子自治体推進協議会会长制定
平成17年3月23日 一部改正
平成18年4月 1日 一部改正
平成19年3月19日 一部改正
平成20年3月14日 一部改正
平成21年5月22日 一部改正
平成22年3月15日 一部改正
平成22年5月14日 一部改正
平成23年4月 1日 一部改正
平成24年1月 4日 一部改正
平成25年5月24日 一部改正
平成26年4月 1日 一部改正
平成27年4月 1日 一部改正
平成28年4月 1日 一部改正
平成29年4月 1日 一部改正
平成31年4月 1日 一部改正
令和 7年7月 3日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下、「協議会」という。）会則第6条第4項の規定に基づき、施設予約システム事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) 共同利用型施設予約システムの開発及び運営に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる会員の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(事業部会の開催)

第4条 事業部会は、部会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 事業部会を招集するには、事前に会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、事業部会員に通知しなければならない。
- 3 事業部会の議長は、部会長とする。
- 4 事業部会は、事業部会員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
- 5 事業部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため、事業部会に出席できない事業部会員は、代理の者を出席させることができる。この場合の前2項の適用については、出席したものとみなす。
- 7 事業部会の経過及び結果については、議事録を作成しなければならない。
- 8 事業部会は書面で開催することができるものとする。

(庶務)

第5条 事業部会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(設置要綱の改正)

第6条 この設置要綱は、事業部会及び協議会会則第10条の2に定める幹事会の同意を得なければ改正できないものとする。

(補足)

第7条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議し定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行し、改正後の要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行し、改正後の要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別 表

市

豊橋市	岡崎市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市	安城市
西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市	稻沢市	東海市
大府市	知多市	知立市	尾張旭市	豊明市	日進市	田原市
みよし市	長久手市					

町村

東郷町	阿久比町	東浦町	武豊町			
-----	------	-----	-----	--	--	--

